

公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング・テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン 新旧対照表（案）

改正案	現行
公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング、 <u>テロ資金供与及び拡散金融</u> 対策に関するガイドライン	公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング <u>及びテロ資金供与</u> 対策に関するガイドライン
<p>第1 はじめに</p> <p>1. マネー・ローンダリング、<u>テロ資金供与及び拡散金融</u>対策に係る考え方</p> <p>2. (略)</p> <p>第2 求められる取組み</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 外国法及び<u>国際テロリスト等財産凍結法</u>上の義務 (略)</p>	<p>第1 はじめに</p> <p>1. マネー・ローンダリング<u>及びテロ資金供与</u>対策に係る考え方</p> <p>2. (略)</p> <p>第2 求められる取組み</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 外国法及び<u>財産凍結法</u>上の義務 (略)</p>
第1 はじめに	
1. マネー・ローンダリング、 <u>テロ資金供与及び拡散金融</u> 対策に係る考え方 (略)	1. マネー・ローンダリング <u>及びテロ資金供与</u> 対策に係る考え方 (略)
<p>このため、国際社会においては、不正な資金の移転が、国境を越え脆弱な規制や不十分な対策の隙について行われるという認識のもと、金融活動作業部会（Financial Action Task Force。以下「FATF」という。）の多国間枠組みを通じて、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び大量破壊兵器の拡散活動に対する<u>資金供与（以下「マネロン等」という。）</u>への対策の国際基準（以下「FATF 基準」という。）の策定・履行を協調して行い、世界全体での対策の実効性向上を図っている。</p>	<p>このため、国際社会においては、不正な資金の移転が、国境を越え脆弱な規制や不十分な対策の隙について行われるという認識のもと、金融活動作業部会（Financial Action Task Force。以下「FATF」という。）の多国間枠組みを通じて、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び大量破壊兵器の拡散活動に対する<u>資金供与</u>への対策の国際基準（以下「FATF 基準」という。）の策定・履行を協調して行い、世界全体での対策の実効性向上を図っている。</p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>また、リスクベース・アプローチ¹による<u>マネロン等</u>リスク管理態勢の構築・維持は、FATF 基準の中心的な項目となっている。</p> <p>以上の国内外の状況を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づいた<u>マネロン等対策</u>を適切に講じる必要がある。</p>	<p>(略)</p> <p>また、リスクベース・アプローチ¹による<u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与</u>（以下「<u>マネロン・テロ資金供与</u>」という。）リスク管理態勢の構築・維持は、FATF 基準の中心的な項目となっている。</p> <p>以上の国内外の状況を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づいた<u>マネロン・テロ資金供与対策</u>（以下「<u>マネロン対策等</u>」という。）を適切に講じる必要がある。</p>
<p>2. 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応</p>	
<p>(略)</p> <p>我が国の公認会計士等が、<u>マネロン等</u>に利用されず健全にその機能を維持していくため、本ガイドラインを踏まえた<u>マネロン等対策</u>への対応状況等について、金融庁は、適切にモニタリングを行っていく。</p> <p>こうしたモニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける措置が不十分であるなど、<u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与</u>（以下「<u>マネロン・テロ資金供与</u>」という。）のリスクの管理態勢に問題があると認められる場合には、犯収法第 15 条から第 18 条に基づき、必要に応じ、報告徴収や是正命令等の対応を行い、公認会計士等の管理態勢の改善を図る。本ガイドラインは、監督当局として、リスクベース・アプローチに基づくモニタリングに当たって、公認会計士等において求められる取組みを明確化するとともに、モニタリングのあり方等を示すものである。公認会計士等は、本ガイドラインで言及していることのほか、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」及び「疑わしい取引の参考事例」（金融庁）等に留意すべきである。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>我が国の公認会計士等が、<u>マネロン・テロ資金供与</u>に利用されず健全にその機能を維持していくため、本ガイドラインを踏まえた<u>マネロン対策等</u>への対応状況等について、金融庁は、適切にモニタリングを行っていく。</p> <p>こうしたモニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける措置が不十分であるなど、<u>マネロン・テロ資金供与</u>のリスクの管理態勢に問題があると認められる場合には、犯収法第 15 条から第 18 条に基づき、必要に応じ、報告徴収や是正命令等の対応を行い、公認会計士等の管理態勢の改善を図る。本ガイドラインは、監督当局として、リスクベース・アプローチに基づくモニタリングに当たって、公認会計士等において求められる取組みを明確化するとともに、モニタリングのあり方等を示すものである。公認会計士等は、本ガイドラインで言及していることのほか、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」及び「疑わしい取引の参考事例」（金融庁）等に留意すべきである。</p> <p>(略)</p>

改正案	現行
第2 求められる取組み	
2. 外為法及び 国際テロリスト等財産凍結法 上の義務	2. 外為法及び 財産凍結法 上の義務
<p>平成13年9月の米国における同時多発テロ事件の発生や、核・その他の大量破壊兵器等の開発を受け採択された国連安保理決議により、タリバーン関係者やテロリスト等、大量破壊兵器等の拡散に関与する者等に対する「遅滞なき資産凍結」の措置が各国に求められている。日本では、当該安保理決議の要請等に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）や国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）（以下「国際テロリスト等財産凍結法」という。）に基づいてタリバーン関係者やテロリスト等に対し、資金その他資産の使用・資金の流れを防止するための資産凍結措置を実施している。</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引の内容（送金先、取引関係者（その実質的支配者を含む）等）について最新の制裁リスト¹⁷¹⁸と照合するなど、的確な運用を図ること 制裁対象者が新たに指定された際には、遅滞なく、依頼人に係る情報¹⁹と照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守 <p>上記の照合の結果、制裁対象者と取引等があることを検知した場合は、公認会計士法第27条（秘密を守る義務）に該当する場合を除き、取引未遂も含めて速やかに監督・規制当局（※）に報告すること。また、預かり金等の当該対象者の資産を保有し、当該資産を凍結している場合において、当該対象者が削除された際には、監督・規制当局に確認の上、速やかに当該資産の凍結解除を実施すること。</p>	<p>平成13年9月の米国における同時多発テロ事件の発生や、核・その他の大量破壊兵器等の開発を受け採択された国連安保理決議により、タリバーン関係者やテロリスト等、大量破壊兵器等の拡散に関与する者等に対する「遅滞なき資産凍結」の措置が各国に求められている。日本では、当該安保理決議の要請等に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）や国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）（以下「財産凍結法」という。）に基づいてタリバーン関係者やテロリスト等に対し、資金その他資産の使用・資金の流れを防止するための資産凍結措置を実施している。</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引の内容（送金先、取引関係者（その実質的支配者を含む）等）について最新の制裁リストと照合するなど、的確な運用を図ること 制裁対象者が新たに指定された際には、遅滞なく、依頼人に係る情報¹⁷と照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守 <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>(※) 規制当局は下記のとおり</p> <p>対外取引：財務省国際局調査課対外取引管理室</p> <p>国内取引：警察庁警備局警備企画課警備課</p> <p>16 支払等や資本取引について許可を受ける義務（外為法第 16 条及び第 21 条）及び財産凍結等対象者を相手方とする贈与や貸付け等の行為の制限（<u>国際テロリスト等財産凍結法</u>第 15 条）</p> <p><u>17 経済制裁措置及び対象者リスト（財務省ホームページ）</u></p> <p><u>18 制裁対象者のために当該対象者以外の名義で行われる取引その他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。以下を参照。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>外国為替及び外国貿易法第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成 10 年財務省告示 99 号）</u> ・<u>外国為替及び外国貿易法第 21 条第 1 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件</u> ・<u>令和 5 年 6 月 1 日施行の支払告示・資本取引告示の FAQ（財務省国際局外国為替室、対外取引管理室）</u> <p><u>19 日本公認会計士協会を通じて、告示（官報掲載）後、速やかに会員に共有される。</u></p>	<p>16 支払等や資本取引について許可を受ける義務（外為法第 16 条及び第 21 条）及び財産凍結等対象者を相手方とする贈与や貸付け等の行為の制限（<u>財産凍結法</u>第 15 条）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>17 日本公認会計士協会を通じて、告示（官報掲載）後、速やかに会員に共有される。</u></p>
<p>第 3 リスクベース・アプローチ</p> <p>1. リスクベース・アプローチの意義</p>	
<p><u>マネロン等</u>の手法や態様は、その背景となる犯罪等の動向のほか、広く産業や雇用の環境、人口動態、法制度や、IT 技術の発達に伴う取引形態の拡大、経済・金融サービス等のグローバル化の進展等、様々な経済・社会環境の中で常に変化している。そのため、財産等の移転の手法や態様の変化に応じ、マネロン等対策は、不断に高度化を図っていく必要がある。</p> <p>公認会計士等においては、マネロン等リスクを自ら適切に特定・評価し、これに見合った管理態勢の構築・整備等を優先順位付けしつつ機動的に行っていくため、リスクベース・アプローチによる実効的な対応が求められる。</p>	<p><u>マネロン・テロ資金供与</u>の手法や態様は、その背景となる犯罪等の動向のほか、広く産業や雇用の環境、人口動態、法制度や、IT 技術の発達に伴う取引形態の拡大、経済・金融サービス等のグローバル化の進展等、様々な経済・社会環境の中で常に変化している。そのため、財産等の移転の手法や態様の変化に応じ、マネロン対策等は、不断に高度化を図っていく必要がある。</p> <p>公認会計士等においては、マネロン・テロ資金供与リスクを自ら適切に特定・評価し、これに見合った管理態勢の構築・整備等を優先順位付けしつつ機動的に行っていくため、リスクベース・アプローチによる実効的な対応が求められる。</p>

改正案	現行
<p>FATF は、<u>マネロン等対策</u>のために各国が採るべき対策の基準として 40 の勧告を策定しているが、第 1 の勧告として、限られた資源を有効に活用して<u>マネロン等</u>を効果的に防止する観点から、<u>マネロン等</u>リスクを評価した上で、当該リスクに応じた措置を講じるリスクベース・アプローチの考え方を採用している。<u>マネロン等対策</u>におけるリスクベース・アプローチとは、公認会計士等が、自らの<u>マネロン等</u>リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</p>	<p>FATF は、<u>マネロン対策等</u>のために各国が採るべき対策の基準として 40 の勧告を策定しているが、第 1 の勧告として、限られた資源を有効に活用して<u>マネロン・テロ資金供与</u>を効果的に防止する観点から、<u>マネロン・テロ資金供与</u>リスクを評価した上で、当該リスクに応じた措置を講じるリスクベース・アプローチの考え方を採用している。<u>マネロン対策等</u>におけるリスクベース・アプローチとは、公認会計士等が、自らの<u>マネロン・テロ資金供与</u>リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</p>
<p>2. リスクの特定・評価・低減</p>	
<p>リスクベース・アプローチにおいては、<u>マネロン等</u>リスクへの対応を、リスクの特定・評価・低減等の段階に便宜的に区分するなど、順を追って検討していくことが重要である。</p>	<p>リスクベース・アプローチにおいては、<u>マネロン・テロ資金供与</u>リスクへの対応を、リスクの特定・評価・低減等の段階に便宜的に区分するなど、順を追って検討していくことが重要である。</p>
<p>(1) リスクの特定</p>	
<p>リスクの特定は、自らが受任する行為や顧客等の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面する<u>マネロン等</u>リスクを特定するものであり、リスクベース・アプローチの出発点である。</p> <p>(略)</p> <p>以下に努めることが重要である。</p> <p>ア. 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが受任する行為や顧客等の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面する<u>マネロン等</u>リスクを特定すること</p> <p>イ. ・ウ. (略)</p> <p>エ. 新たな技術を活用する行為その他の新たな態様による行為を代理する場合には、当該受任行為の代理の実行前に、当該行為に係る<u>マネロン等</u>リスクを検証すること</p>	<p>リスクの特定は、自らが受任する行為や顧客等の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面する<u>マネロン・テロ資金供与</u>リスクを特定するものであり、リスクベース・アプローチの出発点である。</p> <p>(略)</p> <p>以下に努めることが重要である。</p> <p>ア. 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが受任する行為や顧客等の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面する<u>マネロン・テロ資金供与</u>リスクを特定すること</p> <p>イ. ・ウ. (略)</p> <p>エ. 新たな技術を活用する行為その他の新たな態様による行為を代理する場合には、当該受任行為の代理の実行前に、当該行為に係る<u>マネロン・テロ資金供与</u>リスクを検証すること</p>

改正案	現行
<p>オ. <u>マネロン等</u>リスクについて、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと</p>	<p>オ. <u>マネロン・テロ資金供与</u>リスクについて、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと</p>
(2) リスクの評価	
<p>リスクの評価は、上記（1）において特定された<u>マネロン等</u>リスクの自らへの影響度等の評価し、低減措置等の具体的な対応を基礎付け、リスクベース・アプローチの土台となるものであり、自らの事業環境・経営戦略の特徴を反映するよう努める必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>以下に努めることが重要である。</p> <p>ア. リスク評価の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、上記（1）において特定された<u>マネロン等</u>リスクについて、評価を実施すること</p> <p>イ. ・ウ. (略)</p> <p>エ. 定期的リスク評価を見直すほか、<u>マネロン等</u>対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと</p>	<p>リスクの評価は、上記（1）において特定された<u>マネロン・テロ資金供与</u>リスクの自らへの影響度等の評価し、低減措置等の具体的な対応を基礎付け、リスクベース・アプローチの土台となるものであり、自らの事業環境・経営戦略の特徴を反映するよう努める必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>以下に努めることが重要である。</p> <p>ア. リスク評価の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、上記（1）において特定された<u>マネロン・テロ資金供与</u>リスクについて、評価を実施すること</p> <p>イ. ・ウ. (略)</p> <p>エ. 定期的リスク評価を見直すほか、<u>マネロン・テロ資金供与</u>対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと</p>
(3) リスクの低減	
①リスク低減措置の意義	
<p>自らが直面する<u>マネロン等</u>リスクを低減させるための措置は、リスクベース・アプローチに基づく<u>マネロン等</u>リスク管理態勢の実効性を決定付けるものである。</p> <p>リスクベース・アプローチにおいては、上記（1）、（2）で特定・評価されたリスクを前提としながら、実際の顧客等の属性・取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断した上で、当該措置の実</p>	<p>自らが直面する<u>マネロン・テロ資金供与</u>リスクを低減させるための措置は、リスクベース・アプローチに基づく<u>マネロン・テロ資金供与</u>リスク管理態勢の実効性を決定付けるものである。</p> <p>リスクベース・アプローチにおいては、上記（1）、（2）で特定・評価されたリスクを前提としながら、実際の顧客等の属性・取引の内容等を調査し、調査の結果</p>

改正案	現行
<p>施に努めることが必要である²⁰。</p> <p>(略)</p> <p>リスク低減措置は、個々の顧客等やその行う取引のリスクの大きさに応じて実施すべきものであり、自らが定めるところに従って、マネロン等リスクが高い場合には、より厳格な措置を講ずることが求められる一方、リスクが低いと判断した場合には、より簡素な措置を行うことが許容される。</p> <p>(略)</p> <p>以下に努めることが重要である。</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 個々の顧客等や取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、マネロン等リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること</p> <p>ウ. (略)</p> <p>²⁰ 「②顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）」を参照。</p>	<p>をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断した上で、当該措置の実施に努めることが必要である¹⁸。</p> <p>(略)</p> <p>リスク低減措置は、個々の顧客等やその行う取引のリスクの大きさに応じて実施すべきものであり、自らが定めるところに従って、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合には、より厳格な措置を講ずることが求められる一方、リスクが低いと判断した場合には、より簡素な措置を行うことが許容される。</p> <p>(略)</p> <p>以下に努めることが重要である。</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 個々の顧客等や取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること</p> <p>ウ. (略)</p> <p>¹⁸ 「②顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）」を参照。</p>
②顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）	
<p>(略)</p> <p>監査法人等においては、これらの過程で確認した情報、自らの規模・特性や業務実態等を総合的に考慮し、全ての顧客等についてリスク評価を実施するとともに、自らが、マネロン等リスクが高いと判断した顧客等については、いわゆる外国</p>	<p>(略)</p> <p>監査法人等においては、これらの過程で確認した情報、自らの規模・特性や業務実態等を総合的に考慮し、全ての顧客等についてリスク評価を実施するとともに、自らが、マネロン等リスクが高いと判断した顧客等については、いわゆる外国</p>

改正案	現行
<p>PEPs²¹ や特定国等に係る顧客等も含め、リスクに応じた厳格な顧客管理（Enhanced Due Diligence。以下「EDD」という。）を行う一方、リスクが低いと判断した場合には、リスクに応じた簡素な顧客管理（Simplified Due Diligence。以下「SDD」という。）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。</p> <p>以下に努めることが重要である。</p> <p>ア. ～オ. （略）</p> <p>カ. 取引の内容、国・地域、顧客等の属性等に対する自らのマネロン等リスクの評価の結果（上記(2)で行うリスク評価）を踏まえて、全ての顧客等についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客等のリスク評価に応じて判断すること</p> <p>キ. マネロン等リスクが高いと判断した顧客等については、以下を含むリスクに応じた厳格な顧客管理（EDD）を実施すること （ア）～（エ）（略）</p> <p>ク. （略）</p> <p>ケ. マネロン等リスクが低いと判断した顧客等については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客等が行う取引のモニタリングに係る閾値を上げたり、顧客等の情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること²²。</p> <p>コ. （略）</p> <p>サ. 必要とされる情報の提供を顧客等から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客等・取引については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること。その際、マネロン対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと</p> <p>また、団体である顧客等についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン等リスク</p>	<p>PEPs や特定国等に係る顧客等も含め、リスクに応じた厳格な顧客管理（Enhanced Due Diligence。以下「EDD」という。）を行う一方、リスクが低いと判断した場合には、リスクに応じた簡素な顧客管理（Simplified Due Diligence。以下「SDD」という。）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。</p> <p>以下に努めることが重要である。</p> <p>ア. ～オ. （略）</p> <p>カ. 取引の内容、国・地域、顧客等の属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果（上記(2)で行うリスク評価）を踏まえて、全ての顧客等についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客等のリスク評価に応じて判断すること</p> <p>キ. マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客等については、以下を含むリスクに応じた厳格な顧客管理（EDD）を実施すること （ア）～（エ）（略）</p> <p>ク. （略）</p> <p>ケ. マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客等については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客等が行う取引のモニタリングに係る閾値を上げたり、顧客等の情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること¹⁹。</p> <p>コ. （略）</p> <p>サ. 必要とされる情報の提供を顧客等から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客等・取引については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること。その際、マネロン対策等の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと</p> <p>また、団体である顧客等についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資</p>

改正案	現行
<p>を勘案することが期待される。</p> <p><u>21 国内 PEPs 及び国際機関 PEPs の顧客管理についても、全ての顧客と同様に、顧客リスク評価を行うとともに、リスクに応じた顧客管理を行うことが求められる。</u></p> <p>22 この場合にあって、公認会計士等が我が国及び当該取引に適用される国・地域の法規制等を遵守することは、もとより当然である。また、FATF 等においては、少額・日常的な個人取引を、厳格な顧客管理を要しない取引の一例として挙げている。</p>	<p><u>金供与</u>リスクを勘案することが期待される。</p> <p>(新設)</p> <p>19 この場合にあって、公認会計士等が我が国及び当該取引に適用される国・地域の法規制等を遵守することは、もとより当然である。また、FATF 等においては、少額・日常的な個人取引を、厳格な顧客管理を要しない取引の一例として挙げている。</p>
<p>第 4 金融庁によるモニタリング等</p>	
<p>第 1. 2 のとおり、金融庁としては、本ガイドラインを踏まえた公認会計士等におけるマネロン等対策への取組み状況等について、適切にモニタリングを行い、その結果得られた情報を公認会計士等と共有しつつ、管理態勢の強化を促し、必要に応じて、監督上の措置を講ずることを検討していく。</p> <p>こうしたモニタリングを行うに当たっては、我が国におけるマネロン等に係る実質的なリスクに着目するアプローチを採ることとし、利用可能な情報を収集・集約し、業界全体を俯瞰した上で、公認会計士等のリスクを特定し、評価する。その上で、特定・評価したリスクの高低に応じて資源を配分して、実効的かつ効率的なモニタリングを行っていく。</p> <p>こうしたリスクの特定・評価においては、マネロン等に係る国際的な動向も踏まえながら、様々な取引の形態、国・地域、顧客等の属性等の公認会計士等の特性等を勘案し、金融庁によるフォワード・ルッキングなモニタリングに活用していく。</p> <p>このようなリスクの特定・評価・分析を行うに当たっては、種々の定量・定性情報等の客観的資料が必要となる。金融庁としては、既に入手可能なデータのほか、例えば以下の情報等を必要に応じて公認会計士等より提出を受けるとことや、各監査法人等の内部管理態勢に関するヒアリングを行うこと等により、監督当局によるリスクベース・アプローチの実効性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑わしい取引の届出件数（国・地域別、顧客等の属性別等の内訳） ・法令の遵守状況の確認や研修等（関係する資格の取得状況を含む。）の 	<p>第 1. 2 のとおり、金融庁としては、本ガイドラインを踏まえた公認会計士等におけるマネロン対策等への取組み状況等について、適切にモニタリングを行い、その結果得られた情報を公認会計士等と共有しつつ、管理態勢の強化を促し、必要に応じて、監督上の措置を講ずることを検討していく。</p> <p>こうしたモニタリングを行うに当たっては、我が国におけるマネロン・テロ資金供与に係る実質的なリスクに着目するアプローチを採ることとし、利用可能な情報を収集・集約し、業界全体を俯瞰した上で、公認会計士等のリスクを特定し、評価する。その上で、特定・評価したリスクの高低に応じて資源を配分して、実効的かつ効率的なモニタリングを行っていく。</p> <p>こうしたリスクの特定・評価においては、マネロン・テロ資金供与に係る国際的な動向も踏まえながら、様々な取引の形態、国・地域、顧客等の属性等の公認会計士等の特性等を勘案し、金融庁によるフォワード・ルッキングなモニタリングに活用していく。</p> <p>このようなリスクの特定・評価・分析を行うに当たっては、種々の定量・定性情報等の客観的資料が必要となる。金融庁としては、既に入手可能なデータのほか、例えば以下の情報等を必要に応じて公認会計士等より提出を受けるとことや、各監査法人等の内部管理態勢に関するヒアリングを行うこと等により、監督当局によるリスクベース・アプローチの実効性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑わしい取引の届出件数（国・地域別、顧客等の属性別等の内訳）

改正案	現行
<p>実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士等が作成した書面等 ・マネロン等リスク管理についての経営陣への報告や、必要に応じた経営陣の議論の状況 <p>(略)</p> <p>また、このモニタリングの過程で見られた事例や外国当局等から入手した情報について、我が国公認会計士等のマネロン等対策の全体の水準の底上げに資すると考えられるものについては、金融庁として、積極的に公認会計士等との共有を図っていく。</p> <p>(略)</p>	<p>・法令の遵守状況の確認や研修等（関係する資格の取得状況を含む。）の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士等が作成した書面等 ・マネロン・テロ資金供与リスク管理についての経営陣への報告や、必要に応じた経営陣の議論の状況 <p>(略)</p> <p>また、このモニタリングの過程で見られた事例や外国当局等から入手した情報について、我が国公認会計士等のマネロン対策等の全体の水準の底上げに資すると考えられるものについては、金融庁として、積極的に公認会計士等との共有を図っていく。</p> <p>(略)</p>
<p>第5 官民連携・関係当局との連携等</p>	
<p>高まりをみせるマネロン等リスクに対して、我が国公認会計士等の事業環境全体の健全性を維持するためには、各公認会計士等における対応のみならず、内外の関係当局、日本公認会計士協会等が連携・協働して対応を進めていく必要がある。</p> <p>特に、時々変化するマネロン等の動向に機動的に対応するためには、国際的な議論・先進的な取組み等についての情報収集が重要となるが、各公認会計士等において収集できる情報には限界があることも考えられるほか、対応のノウハウを蓄積する上でも、非効率となりかねない。</p> <p>こうした観点から、金融庁としては、従前以上に日本公認会計士協会や、関係省庁、外国当局との連携を深めて情報収集を強化し、モニタリング等で得た参考となる事例等も含め、こうした過程で収集した優良事例等について、公認会計士等と共有を図っていく。また、日本公認会計士協会等と連携しながら、各公認会計</p>	<p>高まりをみせるマネロン・テロ資金供与リスクに対して、我が国公認会計士等の事業環境全体の健全性を維持するためには、各公認会計士等における対応のみならず、内外の関係当局、日本公認会計士協会等が連携・協働して対応を進めていく必要がある。</p> <p>特に、時々変化するマネロン・テロ資金供与の動向に機動的に対応するためには、国際的な議論・先進的な取組み等についての情報収集が重要となるが、各公認会計士等において収集できる情報には限界があることも考えられるほか、対応のノウハウを蓄積する上でも、非効率となりかねない。</p> <p>こうした観点から、金融庁としては、従前以上に日本公認会計士協会や、関係省庁、外国当局との連携を深めて情報収集を強化し、モニタリング等で得た参考となる事例等も含め、こうした過程で収集した優良事例等について、公認会計士等と共有を図っていく。また、日本公認会計士協会等と連携しながら、各公認会計</p>

改正案	現行
<p>士等とも継続的に対話等を行うなどして、<u>マネロン等対策</u>に係る課題や解決策、環境整備等についての継続的な検討を促していく。</p> <p>また、日本公認会計士協会等においては、業界の特性を踏まえながら、公認会計士等に対して、<u>マネロン等</u>に係る最新の動向や、課題・解決策のあり方や事例、諸外国における取組み等についての情報提供を行うほか、公認会計士等の<u>マネロン等対策</u>の実施・高度化に係る支援を行うなど、中心的な役割を果たすことが期待される。<u>特に日本公認会計士協会が公認会計士等の会員向けに実施する犯収法及びマネロン等対策に関する調査は、こうした役割を果たす上で重要な取組みであるため、会員である公認会計士等には調査回答に協力することが求められる。</u></p> <p>さらに、こうした<u>マネロン等</u>リスク管理に係る業務の効率化の観点からは、このような積極的な情報共有に加え、顧客管理、リスク評価、取引モニタリング・フィルタリング等の様々な分野において、テクノロジー等を使った高度化、アウトソーシング等による共同化といった取組みを、その有効性を高めつつ促進していくことも期待される。</p> <p>(略)</p> <p>金融庁としては、このように、日本公認会計士協会等、各公認会計士等、関係省庁、外国当局と密接に情報交換・連携を図り、我が国における実効的な<u>マネロン等対策</u>を確保するための施策を講じていく。</p>	<p>士等とも継続的に対話等を行うなどして、<u>マネロン対策等</u>に係る課題や解決策、環境整備等についての継続的な検討を促していく。</p> <p>また、日本公認会計士協会等においては、業界の特性を踏まえながら、公認会計士等に対して、<u>マネロン・テロ資金供与</u>に係る最新の動向や、課題・解決策のあり方や事例、諸外国における取組み等についての情報提供を行うほか、公認会計士等の<u>マネロン対策等</u>の実施・高度化に係る支援を行うなど、中心的な役割を果たすことが期待される。</p> <p>さらに、こうした<u>マネロン・テロ資金供与</u>リスク管理に係る業務の効率化の観点からは、このような積極的な情報共有に加え、顧客管理、リスク評価、取引モニタリング・フィルタリング等の様々な分野において、テクノロジー等を使った高度化、アウトソーシング等による共同化といった取組みを、その有効性を高めつつ促進していくことも期待される。</p> <p>(略)</p> <p>金融庁としては、このように、日本公認会計士協会等、各公認会計士等、関係省庁、外国当局と密接に情報交換・連携を図り、我が国における実効的な<u>マネロン対策等</u>を確保するための施策を講じていく。</p>